



新庄市エコロジーガーデン  
第5期利用計画

～さらに親しまれ、集う場所へ～

令和5年度～9年度

はじめに

施設沿革…1

新庄市エコロジーガーデンとしての経過と今後の課題…2

計画の基本的事項…3

利用計画本編

計画の事業体系…5

大事業に沿った取り組みの内容

1. 活用推進・交流拡大事業…7

2. 南側エリア整備事業…13

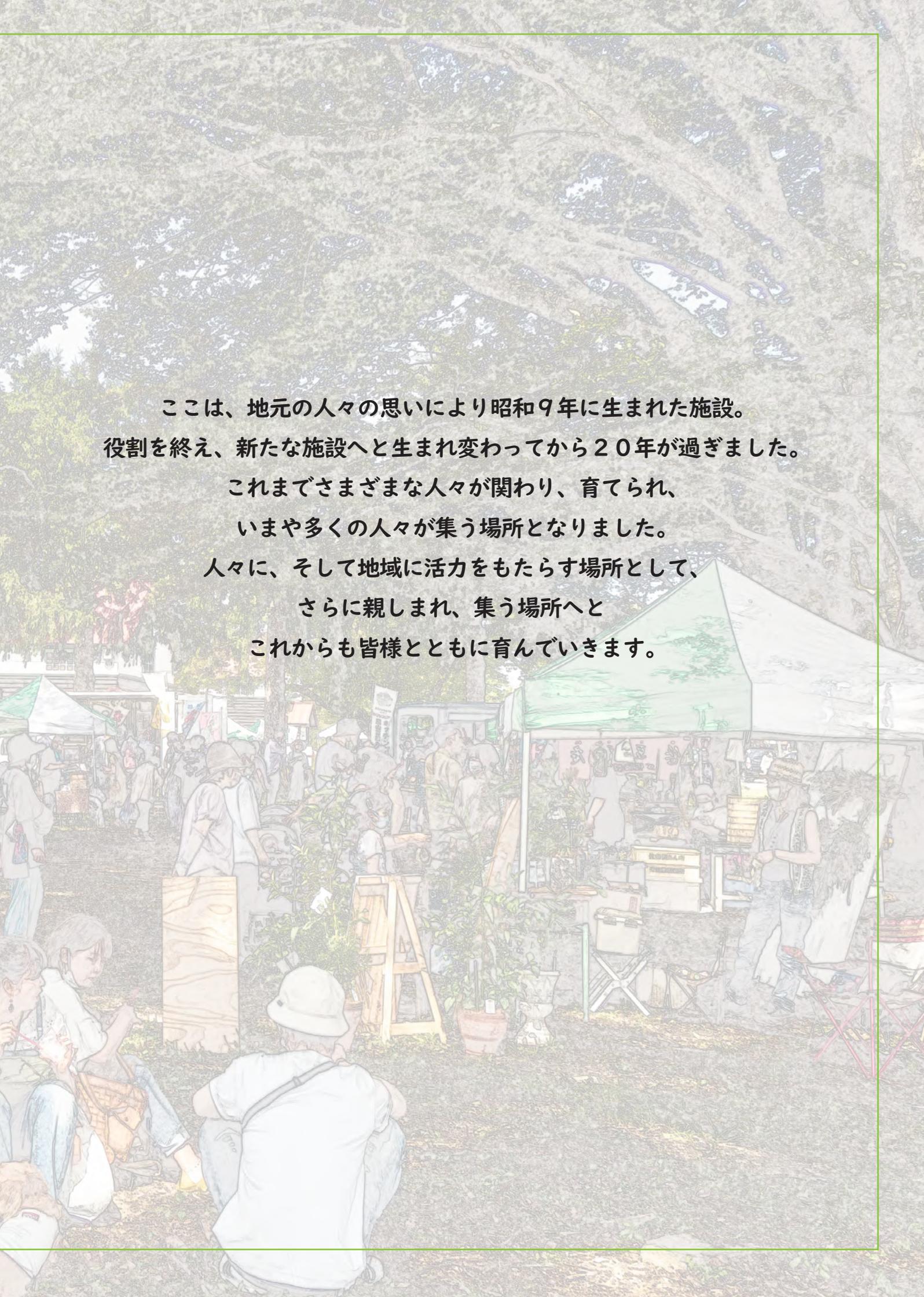
3. 北側エリア整備事業…17

4. 管理運営事業…19

資料編

施設沿革詳細…23

保存活用計画の概要…25



ここは、地元の人々の思いにより昭和9年に生まれた施設。  
役割を終え、新たな施設へと生まれ変わってから20年が過ぎました。  
これまでさまざまな人々が関わり、育てられ、  
いまや多くの人々が集う場所となりました。  
人々に、そして地域に活力をもたらす場所として、  
さらに親しまれ、集う場所へと  
これからも皆様とともに育んでいきます。

## ■はじめに

# 施設の沿革

新庄市エコロジーガーデンは、昭和9年に蚕業試験場福島支場新庄出張所として国が設置して以来、名称や役割を変えながら、平成12年まで国の農業関係の研究機関として使用されてきた施設の跡地です。設置にあたっては、当時の新庄町（現新庄市）が用地を寄付するなど、国に対して強かに誘致活動を行った経過があります。

研究機関閉所時には施設の保存活用を望む市民団体の活動があり、平成14年、市が国から跡地を譲り受けることとなりました。そして同年9月、新庄バイオマスセンターと産直まゆの郷を有する「新庄市エコロジーガーデン」が誕生しました。

その後本施設は、さまざま団体による活動を通して活性化がなされ、新型コロナウイルスの影響もあったものの、令和3年度で年間14万を超える人々が利用する施設となっています。利用者の多くは、産直まゆの郷の買い物客や、手作り市キトキトマルシェへの来場者ですが、こうした民間団体により交流の場の創出が図られているところも大きな特徴です。これらの現状や特徴に加え、周辺資源も含めたインバウンドに対する訴求力などを踏まえ、人口減少が招く地域活力の低下を軽減・解決できる可能性を大いに秘めた施設として、その特色や魅力を損ねることなく、今後もさらに発展させ、活用を進めていくべき施設です。

### ○新庄市エコロジーガーデンに関係する主な動き

平成 14(2002)年	2月	国より跡地（土地や建物、樹木）の譲与。
平成 14(2002)年	9月	新庄市エコロジーガーデン「原蚕の杜」開園。グランドワーク新庄の協力を得て「展示室」を本庁舎内に設置・公開したほか、一部施設を貸室として活用。早稲田大学新庄バイオマスセンターオープン（平成 19 年度まで）。産地直売所「まゆの郷」オープン。
平成 22(2010)年	10月	若者園芸実践塾「勇氣塾」開設（平成 29 年度まで）。
平成 24(2012)年	6月	施設の利用団体により交流拡大プロジェクト実行委員会を設立。
平成 24(2012)年	7月	日曜開館を開始。キトキトマルシェ開始。
平成 25(2013)年	3月	登録有形文化財へ登録。
平成 26(2014)年	1月	「原蚕の杜のクワの大木」が市天然記念物に指定。
平成 26(2014)年	4月	食品加工研修室の貸館を開始。
平成 27(2015)年	8月	コミュニティカフェ・アオムシオープン。
平成 29(2017)年	2月	旧農林省蚕糸試験場新庄支場保存活用計画策定。
平成 30(2018)年	2月	旧第 4 宿舎ゲストハウス minomushi（宿泊交流施設）オープン。
平成 30(2018)年	5月	旧第 5 蚕室（やすらぎ交流施設）耐震改修工事。
平成 30(2018)年	12月	やすらぎ交流施設リニューアルオープン。
令和元(2019)年	8月	旧第 4 蚕室（創造交流施設）耐震改修工事。
令和 2(2020)年	4月	創造交流施設リニューアルオープン。
令和 2(2020)年	8月	旧第 1 蚕室（文化交流施設）耐震改修工事。
令和 3(2021)年	6月	文化交流施設リニューアルオープン。
令和 3(2021)年	7月	キトキトマルシェが 10 周年を迎える。
令和 4(2022)年	9月	産直まゆの郷が 20 周年を迎える。

# 新庄市エコロジーガーデンとしての経過と今後の課題

## 1. 利用計画の策定

新庄市エコロジーガーデンの活用に関しては、3年間から5年間の利用計画を策定して活用方針や事業を定めながら推進してきました。初期の段階では、早稲田大学との連携によるバイオエタノール精製等の研究（新庄バイオマスセンター設置等）や農業振興の観点からの利活用（産地直売所の設置等）が、その後第2期計画では「農業振興と農的交流の拡大」、第3期計画になると「農的交流と観光交流の拡大」を大きな目標としています。

そして、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする第4期利用計画では、平成25年に施設内建造物が国登録有形文化財となったことを踏まえ、「保存と活用による交流の場の創造」を掲げた計画となっています。

## 2. 第4期計画の成果と現在の施設活用状況

前述のように建造物が登録有形文化財となり、文化財保護法に基づいて策定された「旧農林省蚕糸試験場新庄支場保存活用計画」も踏まえて策定された第4期計画では、公開活用による交流拡大と歴史文化資源の保存管理を2本柱として事業体系が整理されました。主な成果は次のとおりです。

### ○第1期耐震改修工事（旧蚕室3棟）の実施

安全確保に加え、活用推進のための基盤が構築できた。

### ○改修した3棟の活用

民間団体への貸出（やすらぎ交流施設・創造交流施設）、一般市民等への貸出（文化交流施設）を行っており、一般利用者も含め、交流拡大につながる活用がなされている。

### ○屋外での交流拡大イベントの継続実施・拡充

キトキトマルシェの継続実施のほか、試験的なイベントの実施（動物ふれあい、キャンプ、冬季イベントなど）を行い、今後の定番化や民間による実施への移行を模索している。

その一方で、計画事項の積み残しや、新たに明確となってきた次のような課題も存在します。

### ○北側エリアを中心とする公園機能の整備

### ○冬期間の集客力の向上

### ○管理委託など効果的な管理体制の整備

### ○景観維持のための樹木管理

### ○周辺資源や、駅や最上公園など市内各所の資源等との連携

### ○施設内で交流拡大事業に取り組む市民や団体のさらなる増加促進

また、令和7年度に本施設が「道の駅」となる見込みであることは、本施設の新たな強みであり、今後の活用を考えるうえで欠くことのできない重要な要素となります。

第5期となる本計画では、各期計画の主たる方向性を踏襲しながら、前述の課題解決や新たに加わる要素も踏まえ、本施設が「さらに親しまれ、集う場所」となることを目指して策定するものです。



▲活用充実が望まれる北側エリア



▲樹勢の衰えが進む梨の原木群



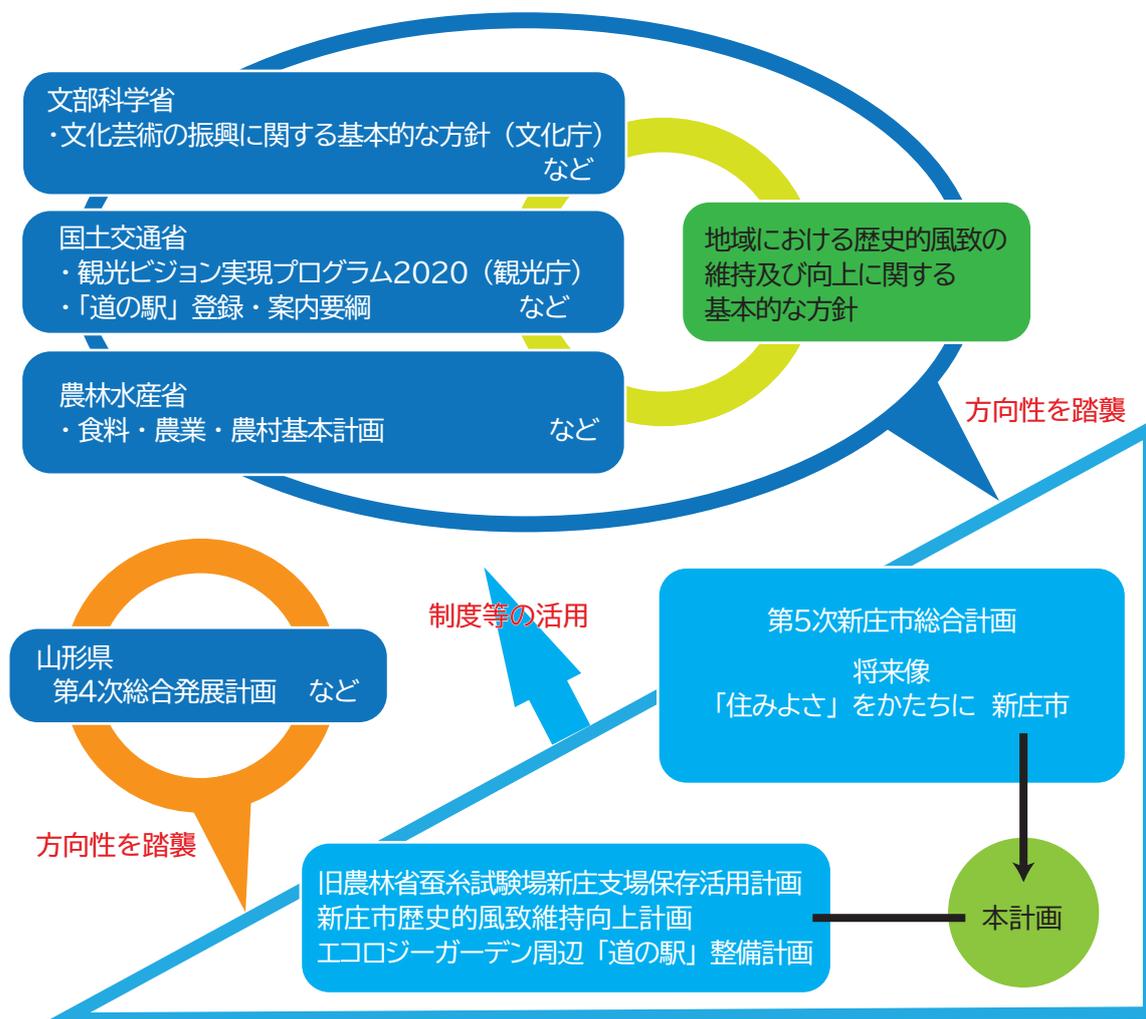
▲近隣に所在する新庄藩主戸澤家墓所

## 計画の基本的事項

本計画は、第5次新庄市総合計画基本構想に掲げる将来像を実現することを基本とし、国が示す関連計画や方針も踏まえつつ策定するものです。また、これまでに策定された本施設に関する計画等における考え方をできるだけ継承しつつ、現状抱える課題解決に向けた新たな手法も加味していきます。

また、この計画の基本的な事項、考え方を次のとおりとします。

- 計画の名称 **新庄市エコロジーガーデン第5期利用計画**  
～さらに親しまれ、集う場所へ～
- 計画の期間 **令和5年度から令和9年度までの5年間**
- 基本方針 **【目的】 市内外の人や組織の交流拡大による地域活性化への寄与**  
**【手法】 既存の歴史的空間の維持と魅力の向上、**  
**多様な担い手による活用の推進**
- 国県の取り組みや市の他計画との関係





新庄市エコロジーガーデン  
第5期利用計画本編

### (1) 4つの大事業

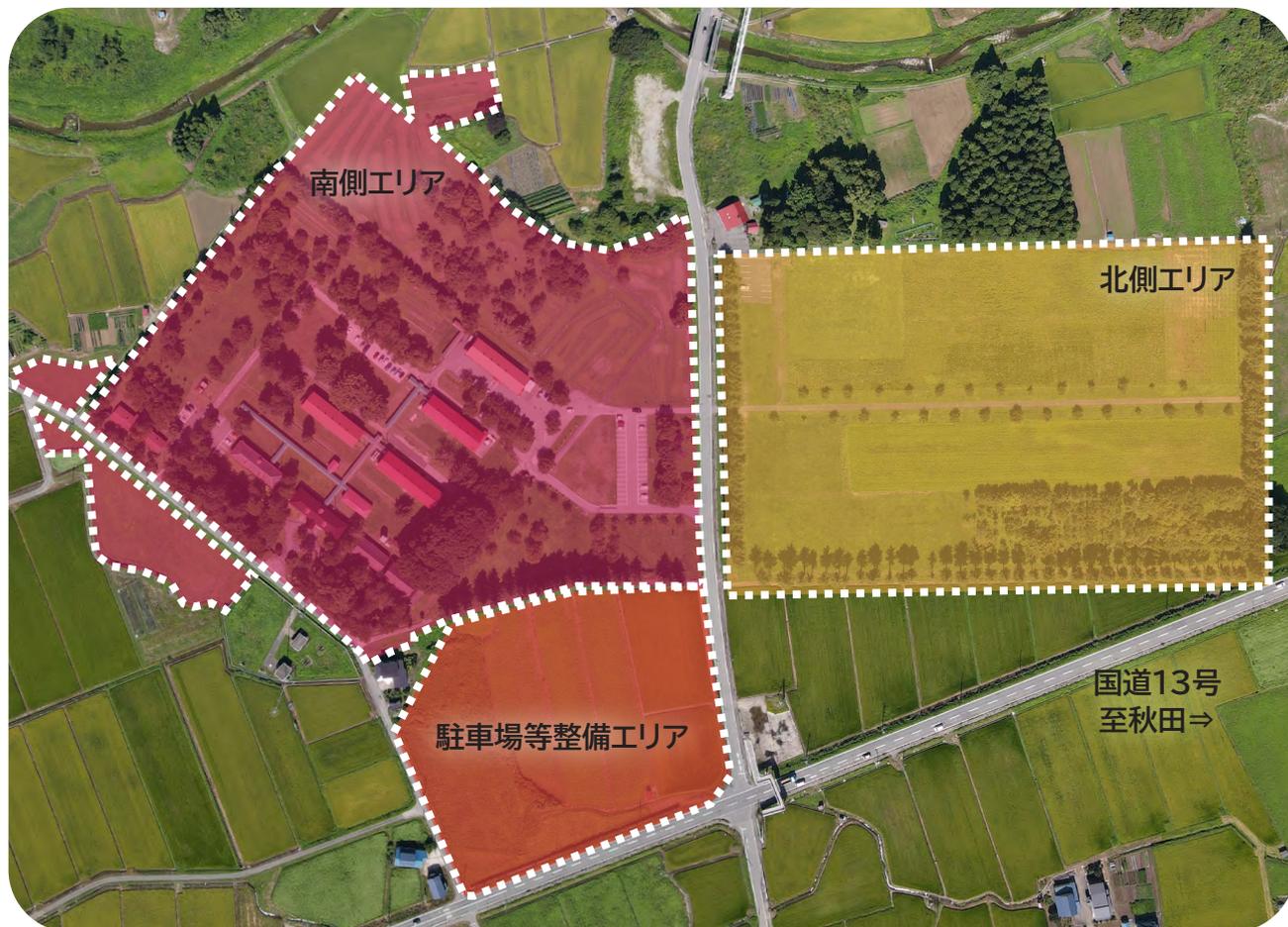
第5期利用計画では、計画の基本方針に沿いつつ、今後取り組んでく事業を大きく次の4つに分けて実施していきます。

1. 活用促進・交流拡大事業…施設の特徴や周辺資源の活用により計画目的達成に寄与するソフト事業など
2. 南側エリア整備事業…道の駅となることを念頭に置いた既存敷地内の整備など
3. 北側エリア整備事業…既存の雰囲気を残しながら魅力を増大させる整備など
4. 管理運営事業…適正な施設管理や将来を見据えた維持管理の検討など

#### 新庄市エコロジーガーデンのエリア

この計画では下の図のように、図の中央部にある市道を挟んだ北側敷地を「北側エリア」、南側を「南側エリア」としています。

南側エリアと国道13号の間は大規模駐車場整備を進めており、令和7年度に道の駅として登録する予定ですが、その後はこのエリアも含めた全域が「新庄市エコロジーガーデン」であり、「道の駅」であるとの位置づけになります。



## (2) 事業体系



### 第5期利用計画による取り組み

#### 活用促進・交流拡大事業

(活用促進、交流促進のためのソフト事業群)

- 来訪回数増加や滞在時間延長を促すための事業
- 道の駅機能を充実させる事業
- 交流拡大に寄与する事業実施主体を多様化する事業
- 市内他資源等との連携に寄与する事業

##### 【実施検討中の取り組み例】

- 催事開催の支援（応談、共催や人員派遣等）
- 活用推進や交流拡大に向けたソフト事業（謎解きゲーム、夏休みお化け屋敷、ドッグランの設置、小動物とのふれあいの場創出、施設土産・グッズ開発、スノーモービルなどを活用した体験型催事、菜の花の時期など季節に応じた催事、キッチンカーフェス、熱気球を使った催事、常設体験型コンテンツ設置（まゆ玉ワークショップ等）、スタンプラリー（動植物や木造建築もテーマに）、撮影スポット設置、散策コースの設定
- 案内機能強化や情報発信のための事業  
専用ホームページ開設、QRコードを活用した施設案内、展示室リニューアル、Google ストリートビューの活用、紹介動画の制作
- 道の駅地域連携機能の強化  
産直やカフェ使用者との連携強化等による機能の充実、屋内休憩スペースの拡大

#### 南側エリア 整備事業

- 既存施設の機能強化のための整備事業
- 第2期耐震改修工事の検討及び関連整備事業
- エリア活用の促進のための整備事業
- エリアの機能向上のための発展的整備の検討・実施事業

##### 【想定する主な事業】

- 「道の駅」を踏まえた機能向上のための工事（大規模駐車場との接続、サインなど）
- 下水道接続工事
- 敷地西側整備事業
- Wi-Fi 設備工事
- 無電柱化工事
- 南西部広場整備工事
- ベンチやテーブルなどの設置

#### 北側エリア 整備事業

#### 管理運営事業

- 建物や空間の維持のための事業
- 効果的な運営方法の確立事業
- 今後の整備活用に向けた全般的な事業

さらに親しまれ、集う場所へ

## ■大事業に沿った取り組みの内容

### 1. 活用推進・交流拡大事業

10数年前に、この施設の魅力を生かして人々が集う交流の場にしようと交流拡大プロジェクトが発足し、さまざまな検討の結果、キトキトマルシェがスタートしました。多くの人が楽しみ、集うようになった現在ですが、その楽しみや集いをさらに広げ、より多くの人に感じてもらえるよう取り組みを進めます。耐震改修工事や道の駅関連整備などの投資を十分生かすことを念頭に、施設をさらに活用してもらえるよう、そして訪れた人々が交流し、新たな活力につなげることができることを目標に次のような事業を行います。

#### (1) 来訪回数増加や滞在時間延長を促すための事業

##### ①交流促進事業

##### ・交流促進事業運営支援事業

民間団体が実施している手作り市「キトキトマルシェ」は、施設の魅力と民間ならではの発想や運営がうまく融合し、行政のみの運営では得難い成果を上げています。こうした民間団体等が実施する交流拡大に寄与する取り組みを増やすため、運営支援を行うなど連携して取り組んでいきます。

こんな事業を考えています

- 民間団体による催事開催に対する支援  
(応談・共催や人員派遣の検討など) など



▲令和3年度に10周年を迎えたキトキトマルシェ

##### ・交流促進事業企画試験実施事業

令和3年度の旧蚕室3棟のリニューアルを機に、利用促進や施設活用の新たな可能性を模索することを目的に、小動物ふれあいイベントの実施や園内お買物券の発行など、さまざまな催しや取り組みを試験実施しています。実施後は、成果向上の可能性や実施体制などを検討のうえ、継続実施できるよう取り組みを進めています。試験的取り組みは、活用推進や交流拡大を図るうえで、今後も継続していく必要があり、特に、北側エリアの活用や、冬季間の集客促進が課題視されていることから、これを優先的に検討していきます。

こんな事業を考えています

- 動物をテーマにした催事開催 (ドッグラン・ふれあい空間創出等)
- 園内作物の有効活用
- 体験型催事 (熱気球、スノーモービルなど) 開催
- 冬季イベント (デイキャンプなど) 開催 など



▲令和3年度に実施したクリスマスマーケット



▲施設内では催事開催などさまざまな集客促進の取り組みが行われています

## ・効果的な施設活用推進事業

本施設は、開園以来さまざまな試行を繰り返しながら活用を進めてきました。しかしながら、まだ活用しきれていない部分があり、今後さらに検討や整備、活用促進につながるような取り組みが必要です。北側エリアや外周近辺の敷地などの屋外エリアに加え、現在供用している屋内、さらには耐震改修未済により未供用のエリアも含め、活用しやすい環境づくりや、設置の趣旨に沿った利用方法の見直しなどに取り組みます。



こんな事業を考えています

- 屋外エリアの積極的な催事活用の推進
- 外周近辺敷地の桑園化や自然観察エリア化に向けた検討
- 親水の場の設置検討
- 利用度が比較的低い屋内エリアの利用方法見直し など

▲旧庁舎前の敷地（上）と  
やすらぎ交流施設2階の休憩スペース（下）

## ②施設内回遊促進事業

訪れた人に少しでも長く施設内に留まっていただければ、飲食や購買の可能性も高まり、施設の有効活用につながることから、そのような工夫も必要と考えます。現在も実施しているスタンプラリーや謎解きゲームの企画実施や撮影スポット設置など、園内を巡る目的を提供することで回遊や滞在時間の延長を促していきます。また、北側エリアに関して同様の取り組みが必要と考えており、前述した催事の試験実施と合わせ、ソフト事業を充実させていきます。

こんな事業を考えています

- 動植物や木造建築技術といった、施設に関わりのあるテーマによるスタンプラリーなどの実施
- 施設各所との共同催事開催による回遊促進
- 撮影スポットの設置
- 散策コースの設定 など



▲回遊促進のために取り組んでいる事業例

## ■大事業に沿った取り組みの内容

### 1. 活用推進・交流拡大事業



### ③案内機能強化事業

展示や案内機能の充実はこれまでも必要性を認識していましたが、文化財である施設や養蚕の知識が求められるため、その人的確保の困難さから、あまり進んできませんでした。しかしながら、昨今注目されるDXによる改善が大いに期待できるものと考えています。道の駅化をきっかけとした専用ホームページの必要性も考慮しながら導入の検討を進め、段階的に仕組みを整備していきます。

また、今後見込まれるインバウンド需要に対応するための情報発信や案内の多言語化も順次進めます。

こんな事業を考えています

- 多言語対応可能な施設専用ホームページの構築
- ICTを活用した施設案内機能の強化
- SNSによる情報発信の強化                      など



▲地域おこし協力隊を中心にInstagramで情報発信

## (2) 道の駅機能を充実させる事業

### ①産直施設設置事業

本施設における産地直売所は、国に対する施設譲与申請を行う際には計画されていたもので、本市農業振興への寄与が大きいことや、産直開設への意欲を持った全市的な農業者組織の発足もあり、平成14年の施設開所から継続して設置されています。運営組織であるしんじょう産地直売所運営協議会の尽力により、令和3年度の売り上げは1億 4,899 万円余りとなっており、農家の所得向上の一助となるとともに、本施設の集客・交流促進に大きく貢献しています。産直施設は、現在

進めている道の駅登録に必要な「地域連携機能」の一つともなることから、今後もやすらぎ交流施設への設置を継続するとともに、取扱品目の増強をはじめとする魅力の向上のため、運営団体と連携しながら施設の有効活用に取り組んでいきます。

こんな事業を考えています

- 使用者との連携強化                      など



工夫を凝らした商品陳列がなされる店内▶



## ② 飲食施設設置事業

産直施設と同様、地域食材を使った飲食施設の設置は、譲与時点で構想されていました。具体的な進展がなく10年以上経過したのち、地域おこし協力隊員をはじめとする有志により平成27年にカフェが設置され、現在の創造交流施設におけるカフェレストランの設置に繋がっています。

道の駅登録に必要な「地域連携機能」の一つとなりますので、産直施設と同様、運営団体と連携しながら機能の維持と向上に取り組んでいきます。

なお、施設内の飲食物の提供機会を増やすことも必

要であり、産直施設の活用やキッチンカーを使った手法についても検討・実施していきます。



こんな事業を考えています

○使用者との連携強化 など

雰囲気にもこだわった現在のカフェ店内▶

## ③ 憩い、楽しむための空間創造事業

広大な屋外敷地においては、例えばテイクアウトの飲食をするような休憩場所が無く、また悪天候時にそのような機能を提供できる屋内スペースもほとんどありません。道の駅となることによる集客増や、屋外催事の円滑な企画実施も踏まえ、屋内外の休憩スペースの充実が必要です。

屋内に関しては、貸出区画の見直しなども行いながら、施設を有効活用していきます。屋外整備については後述しますが、昨今人気のいわゆるキッチンカーの出店を想定した催事開催や、健康維持も目的とし、散策

などの軽いアクティビティを促すような取り組みなども組み合わせながら活用を進めます。



こんな事業を考えています

○ベンチやテーブルなどの設置  
○施設の有効活用推進 など

催事開催中の様子。椅子やテーブルはその都度運んで設置している▶

## ■大事業に沿った取り組みの内容

### 1. 活用推進・交流拡大事業



### (3) 交流拡大に寄与する事業実施主体を多様化する事業

市だけではなく、利用者自らの発想によるさまざまな催しや取り組みが行われることで、施設が有効に活用され、地域活性化へのさまざまな好影響が期待できます。さまざまな市民団体などが取り組みやすくなるよう、環境づくりを進めます。合わせて、施設目的に合致するような産学の取り組みとの連携も積極的に進め、多様な担い手による多様な施設活用を促進します。

こんな事業を考えています

- 園内イベントマニュアル（手引き）の充実
- 産学との連携推進 など



▲山形県建築士会による木造建築にスポットを当てた催事

### (4) 市内他資源等との連携に寄与する事業

本施設は単体でも多くの人に関心を集められる場所と考えていますが、周辺の歴史的建造物や観光資源と組み合わせた情報発信や誘客を行うことで、その魅力はさらに増していきます。右ページで触れているように、市は歴史的風致維持向上計画による各種取り組みも進めていくことも踏まえ、他資源との連携を進めていきます。

また、本施設のにぎわいを市内各所にも波及させていくことも重要であり、その手法を検討していくほか、周遊車両や電動キックスケーターなどの試験導入にも取り組みます。

こんな事業を考えています

- 市内の観光資源と連携した観光ルートの検討
- 周辺の田園風景や河川などの資源を生かした散策ルートの検討
- 電動キックスケーター等の試験導入 など



▲最上公園

## 【参考情報】近隣の観光資源等と歴史的風致維持向上計画

### ①歴史的風致維持向上計画とは

いわゆる歴史まちづくり法は、歴史的風致の維持向上を図ろうとする市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、その取組を支援するものであり、計画の認定都市数は現在 87 都市となっています。具体的には、歴史的な活動、歴史的建造物、その周辺の町並みなどを保全、保存しながら地域固有の財産を活用した地域活性化を目指すため、歴史を切り口としたまちづくりに関する計画です。

本市では、令和3年度より本格的に策定作業に入り、令和4年度末に国の認定を受ける予定です。計画では、特に重点的な取り組みを行うこととしている重点区域が設定されていますが、本施設もそのエリアに入っており、周辺資源と連携させることにより、本施設はもとよりエリア全体の魅力の向上につながるものと考えます。

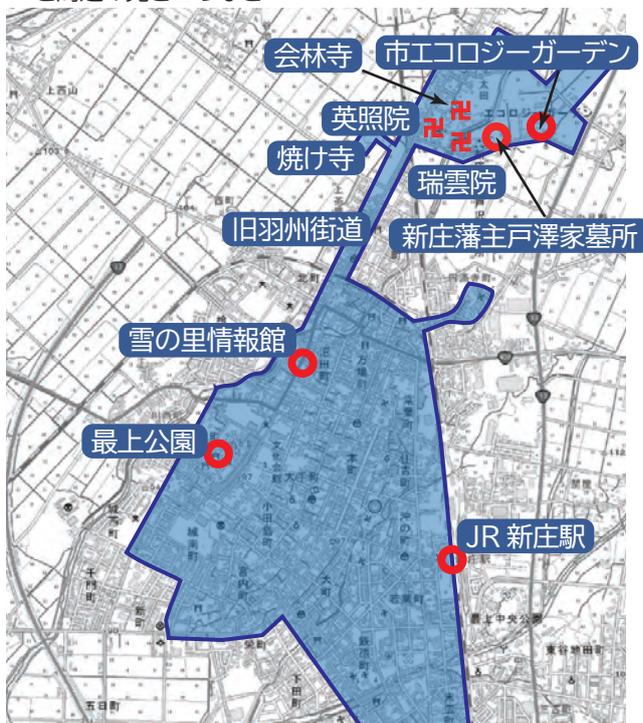
### ②歴まち計画重点区域と本施設の近隣にある観光資源など

JR 新庄駅から最上公園を経由し、旧羽州街道を通過してエコロジーガーデンに向かうことで、雪の里情報館（国登録有形文化財（建造物）旧農林省積雪地方農村経済調査所）、瑞雲院をはじめとする寺院、新庄藩主戸澤家墓所（国史跡）、そして本施設などの歴史的建造物を巡ることができます。ほかにも、焼け寺（瑞雲院西墓地）や太田の清水（英照院裏手にある湧水）、自然に近い姿が残る指首野川などの観光資源となり得る場所があります。



▲本施設西側から見える新庄藩主戸澤家墓所

▼新庄市歴史的風致維持向上計画における重点区域（青線）と周辺の見どころなど



※重点区域はさらに南に伸びています



▲太田の清水

例えばこうした資源と本施設を組み合わせた観光ルートの設定や、徒歩あるいは自転車などによる散策コースを設定することで、本施設と JR 新庄駅や最上公園などの来場者の相互往来が期待でき、本施設単独の取り組みより多くの来場者を誘致できる可能性があります。

このような取り組みを増やし、複数資源の相乗効果や事業成果の広域化などにつなげていきます。

## ■大事業に沿った取り組みの内容

### 2. 南側エリア整備事業

長く産直や貸室などで活用され、キトキトマルシェの開催や耐震改修工事による旧蚕室リニューアルと、敷地内でもっとも活用されてきたエリアですが、現在、道の駅登録に向けた事業が進んでいます。

本施設において、今後にもぎわいの中心となるであろうこのエリアのさらなる魅力の向上に向け、必要な整備を行っていきます。

#### (1) 既存施設の機能強化のための整備事業

施設設備の劣化への対応、活用の多様化により新たに必要となる機能を整備するための工事を行います。また、道の駅整備に伴う大規模駐車場等整備や下水道敷設に合わせて実施が見込まれる工事もあります。実施にあたっては、一部事業を都市再生整備計画による事業とし、社会資本整備総合交付金の活用を見込んでいます。

##### こんな事業を考えています

##### ①無電柱化（電線地中化）工事

園内電柱や電線の劣化が進んでおり、設備の更新が必要となっています。このことに加えて、安全性の向上や景観美化の観点を踏まえ、電線の地中化を進めます。劣化が著しい敷地中央部から工事着手し、ほかには財源や実施時期に関する調査を進め、緊急度も踏まえて実施時期を検討します。

##### (ア) 無電柱化工事（第1期）

- 事業内容 / 敷地中央の南北に走る電線の地中化及び電柱撤去等
- 実施予定時期 / R8 設計、R9 施工
- 想定財源 / 社会資本整備総合交付金

##### (イ) 無電柱化工事（第2期）

- 事業内容 / 敷地西側及び南側の電線地中化及び電柱撤去等

##### ②「道の駅」を踏まえた機能向上のための工事

大規模駐車場から既存施設への立ち寄りを円滑にし、事業成果を向上させる各種工事を行います。具体的な施工内容は、既存の魅力を損なうこと無く利便性が向上するよう十分検討して実施します。

- 事業内容 / 大規模駐車場との接続を踏まえた既存敷地内の整備、サインや簡易休憩設備設置など
- 実施予定時期 / R5（又は R6）設計、R6・R7 施工
- 想定財源 / 社会資本整備総合交付金

##### ③その他の工事

##### (ア) 下水道接続工事

- 事業内容 / R6 に予定している本管整備に合わせた接続工事
- 実施予定時期 / R5 設計、R6 施工

##### (イ) 園内施設 Wi-Fi 設備工事

- 事業内容 / Wi-Fi 設備未整備の建物を対象とした有効エリア拡大工事
- 実施予定時期 / R6～7 を予定
- 想定財源 / 検討中



▲劣化が著しい電柱や電線



▲一部施設には Wi-Fi 設備を整備済



(ウ) 敷地西側整備事業

- 事業内容 / 桜の追加植樹なども行い、リラクゼーションエリアとしての機能が向上しつつある敷地西側エリアに関して、不要な水道設備の撤去など必要な工事を行います。
- 実施予定時期 / R5 からを想定
- 想定財源 / 検討中

(エ) そのほか必要と認められる工事

既存農道を生かした散策路の簡易整備なども行う予定です。



▲工学院大学が「奥座敷」と表現した静かでリラックスできる敷地西側エリア

南側エリア整備イメージ図



## ■大事業に沿った取り組みの内容

### 2. 南側エリア整備事業



▲第1期耐震工事中の様子

### (2) 第2期耐震改修工事の検討及び関連整備事業

旧農林省蚕糸試験場新庄支場保存活用計画で予定していた第2期耐震改修工事（旧第2蚕室、平屋4棟など）は、先に外構整備等に取り組むために先延ばしとしており、今計画期間中は実施しない予定です。

しかし、第2期耐震改修工事の対象となる建物は、現在事務室や作業場、倉庫として活用している場所であり、改修時は代替場所を確保する必要があるほか、改修に伴い電源設備の強化も必要とされていることから、これらも踏まえて改修内容や時期についての検討や、必要な準備作業を進めます。

#### こんな事業を考えています

##### ①旧第2蚕室耐震改修工事

- 事業内容 / 旧第2蚕室の耐震改修工事
- 実施予定時期 / 次期計画期間中 想定財源 / 文化庁補助金

### 【参考情報】保存活用計画に基づく第2期耐震改修工事

平成29年に策定した本施設（旧農林省蚕糸試験場新庄支場）保存活用計画では、活用頻度が高い旧第1蚕室と旧第4蚕室、旧第5蚕室の3棟について、耐震補強とともに重点的に公開利用のための設備工事を実施する事業を第1期事業とし、残る旧第

2蚕室と、旧庁舎等平屋4棟（及び渡り廊下）について耐震補強を主とした第2期事業と定めています。

第1期事業は平成29年度から令和2年度まで行われ、旧蚕室3棟の耐震改修工事を終えまし

た。その後予定していた第2期事業は、施設外構などの事業実施を優先するために延期していますが、保存活用計画で規定している活用方針（改修の方向性）は右側の図のようになっています（表門及び塀と便所の図は省略しています）。

第2期耐震改修は、第1期とは異なり、耐震補強を主とした工事を行う予定としています。基本的に外観は変えず、内部も現状保存を念頭にいたした工事を想定していますが、施設活用の状況や財源などを踏まえながら、ふさわしい内容や実施時期を検討していきます。

※旧農林省蚕糸試験場新庄支場保存活用計画については、巻末に少し詳しく説明しているほか、全文は市のホームページでご覧いただけます。URLは次の通りです。

<https://www.city.shinjo.yamagata.jp/k001/020/010/030/100/20211223152009.html>





▲耐震改修が済んでいない建物の例（左から、旧庁舎、旧蚕種検査及び催青発蛾促進室、渡廊下、旧宿直及び小使室）

②平屋 4 棟（渡り廊下、便所、塀等含む）耐震改修工事

- 事業内容 / 平屋 4 棟の耐震改修工事
- 実施予定時期 / 次期計画期間中  想定財源 / 文化庁補助金

③既存機能の代替確保に係る工事

- 事業内容 / ①と②に係る現状機能を代替する施設の設置工事
- 実施予定時期 / 今計画中に検討  想定財源 / 検討中

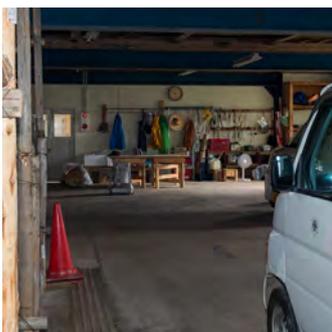
④電源設備工事

- 事業内容 / 必要見込電力に基づくキュービクル増設等
- 実施予定時期 / 今計画中に検討  想定財源 / 検討中



▲往時が偲ばれる渡廊下内の様子

耐震改修工事が終了した建物群  
（右から）旧第1蚕室、旧第4蚕室、  
旧第5蚕室



▲倉庫や作業場として活用している旧第2蚕室



▼小部屋が並ぶ蚕種冷蔵室内部



旧蚕種冷蔵室及び蚕種保護室

旧宿直及び小使室

旧表門及び塀



▲旧蚕種検査・促進室の今の様子

## ■大事業に沿った取り組みの内容

### 3. 北側エリア整備事業

北側エリアは、現況を生かした整備を行い、既存の雰囲気や魅力を極力残しながら魅力を増大させていきます。

#### (1) エリア活用の促進のための整備事業

##### ①植栽管理事業

すっかり定着した菜の花や、令和4年度から始めたコスモスなどの畑の維持管理を行います（耕起～播種～刈り倒しの一連の作業など）。

##### ②エリア活用の促進に寄与する整備事業

こんな事業を考えています

###### (ア) 北側エリア南西部広場整備工事

- 事業内容 / 広場としての機能を高め、効果的な活用が図られるよう、整地などの環境整備を行います。
- 実施予定時期 / R8 設計施工
- 想定財源 / 社会資本整備総合交付金

###### (イ) そのほかの工事

通路や区画の設定と整備、簡易休憩設備の整備、敷地外周部の簡易散策路整備、土壌改良のための工事など活用状況や財政状況を踏まえ、必要な整備を行います。

北側エリア南西部（右）  
令和4年度に設置したベンチ（左）▶



#### (2) エリアの機能向上のための発展的整備の検討・実施事業

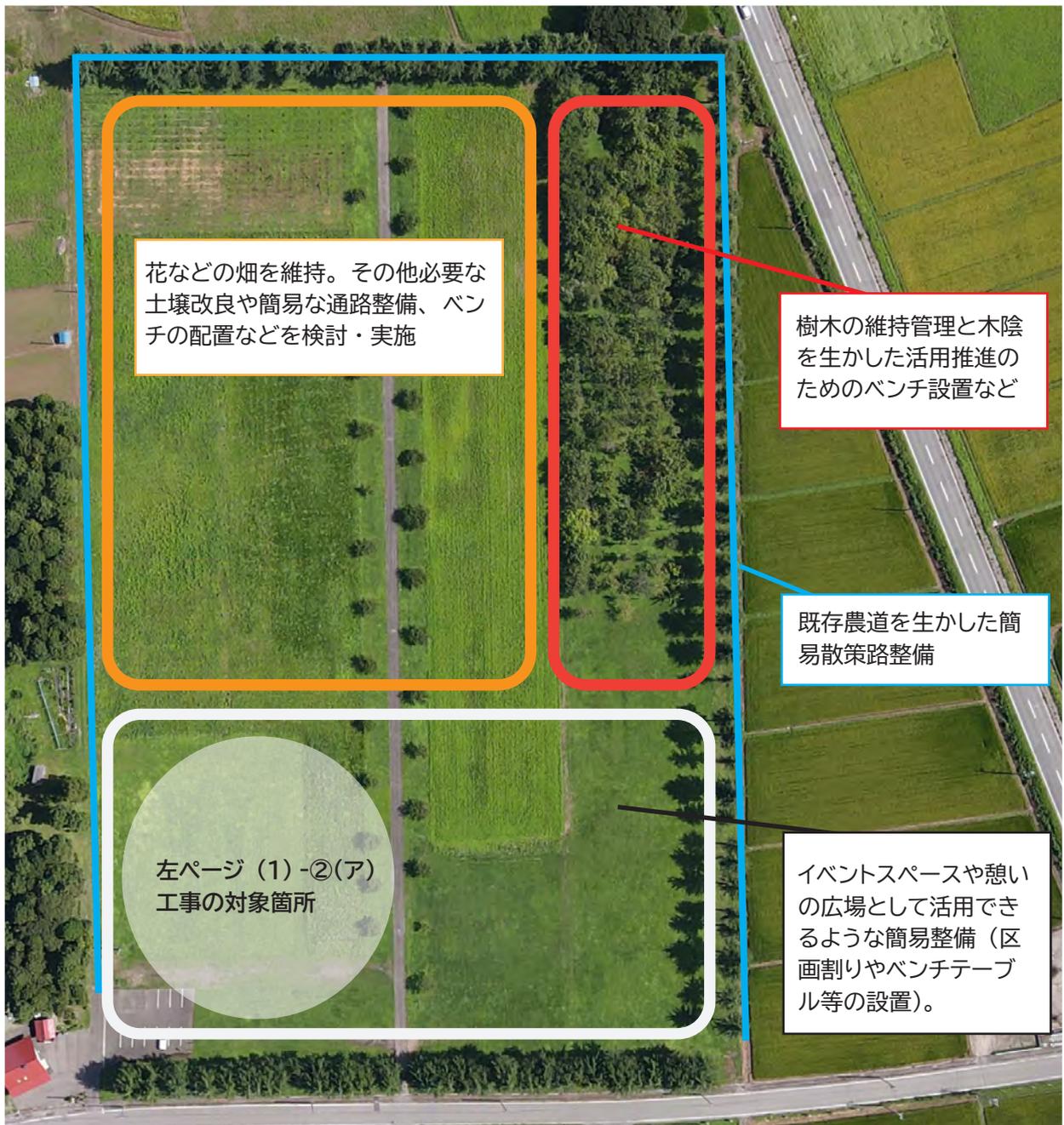
憩いの場としての機能向上、ソフト事業の展開に資する発展的整備、例えば、電源や給排水設備について、活用状況を踏まえたうえで整備の検討を行い、必要に応じて実施していきます。



▲写真右奥が北側エリア)



北側エリア整備活用イメージ図



花などの畑を維持。その他必要な  
土壌改良や簡易な通路整備、ベン  
チの配置などを検討・実施

樹木の維持管理と木陰  
を生かした活用推進の  
ためのベンチ設置など

既存農道を生かした簡  
易散策路整備

左ページ (1) -②(ア)  
工事の対象箇所

イベントスペースや憩い  
の広場として活用でき  
るような簡易整備 (区  
画割りやベンチテーブ  
ル等の設置)。

## ■大事業に沿った取り組みの内容

### 4. 管理運営事業

本施設の魅力が損なわれないよう、そして有効的な活用が進められるよう、維持管理や管理体制を再検討していきます。

また施設の整備や活用にあたっては、脱炭素社会実現の観点にも留意し、再生可能エネルギーの活用なども随時検討していきます。



#### (1) 建物や空間の維持のための事業

##### ①建造物の適正な維持管理事業

国登録文化財となっている建造物10棟については、保存活用計画に則り、適正な管理を行います。耐震改修工事未実施施設の補修に関しては、実施時期等

の見込みや緊急度を踏まえたうえで適切に実施していきます。

こんな事業を考えています

○建造物の補修・修繕 など

##### ②屋外敷地の適正な維持管理事業

令和4年度に専門家に依頼して実施した樹木診断では、敷地内の800本を超える樹木の4割近くで処置が必要であり、うち約60本については伐採も検討する必要があるとの結果となっています。市天然記念物のオクワや梨の原種など、希少価値が高い樹木も存在しますが、エリアとしての価値や魅力を今後も保ち続けるためには、それ以外の樹木も含め、景観維持の観点も加味した管理計画が必要と考えています。

診断結果などをもとに、保全の優先順位づけや状態

に応じた対応などを示す管理計画を作成し、適正な管理を行っていきます。



▲敷地内にある市指定天然記念物クワの大木

こんな事業を考えています

○屋外敷地内の補修・修繕  
○樹木管理計画の作成と計画に沿った管理 など

##### ③未活用施設の活用推進事業

国登録文化財となっている建造物のうち、耐震改修工事未実施の建造物については、保存活用計画においては概ね保存の方向が示されていますが、内部の改変が許容されている部分もあります。事務室や作業場などでいずれの建造物も何らかの活用がなされていますが、可能な範囲で一般公開などの活用も検討します。



倉庫兼作業場として使用している旧第2蚕室▶  
建築当時の意匠がそのまま残っている



## (2) 効果的な運営方法の確立事業

柔軟かつスピーディな事業展開のため、指定管理制度を活用した民間団体による施設管理を行うことで、本施設をより有効に活用できる可能性があります。しかし、耐震改修などの各種整備が途中であることや、施設の用途（使われ方）が多様であることを考慮し、しばらく

の間は直営管理が必要と考えています。

道の駅登録後の管理体制も見据え、部分的な業務委託を行いながら、効果的な管理方法の確立に向けて検討を深めていきます。

## (3) 今後の整備活用に向けた全般的な事業

### ① 今後の管理に寄与する資料の収集ととりまとめ及び管理マニュアルの作成

国の管理時代の図面などの情報不足、その後少しずつ整備を進めてきたことなどにより、管理するうえでの様々な情報（特に埋設物関係）が不足していたり、前述したように樹木に関する管理計画がないなど、現時点

での円滑な管理のため、情報収集や整理、管理マニュアルの作成などが必須と考えています。また、将来的な管理体制を考えるうえでも重要な資料になると考えます。

### ② 国の試験場時代も含めた施設にまつわる資料の収集と公開

昭和9年に試験場が設置されてから約90年が経過し、100年の節目を迎えることも、現実のものとして意識できる時期となってきました。国の管理時代を知る人が少なくなっているうえ、市の管理となった黎明期を知る人も

少なくなりつつあります。多くの人々の思いにより設置・保存されることになったこの施設について、後世に正しく伝えていくため、さまざまな情報収集に取り組んでいきます。





さらに親しまれ、  
集う場所へ。



新庄市エコロジーガーデン  
第5期利用計画資料編



## 施設沿革詳細

### 1. 養蚕と製糸業



養蚕・製糸業は、明治以降の日本が殖産興業によって近代化を進める上で大きな役割を果たしました。明治・大

正期を通じて日本の輸出品の中心は繊維製品で、生糸・絹織物は全輸出額の5割以上を占め、欧米先進国から機械や軍需品を輸入するために必要な外貨を獲得する重要な輸出産業でした。

新庄・最上地域でも、本格的な製糸工場である石川組製糸場が明治37年に操業したことを機に、機械製糸が大きな伸びを見せます。それに伴って繭の需要も増大し、養蚕規模が急激に拡大していきました。特に、秋の米代金が入る前の重要な現金収入として、夏秋蚕が急増していきます。資本主義の波が、養蚕を通して最上の農村に入り込んできた時代であり、蚕糸業の黄金時代といわれた大正期の養蚕景気へと結びついていきました。

### 2. 東北農業試験場新庄試験地の沿革

農林水産省東北農業試験場新庄試験地跡地は、1

0万㎡強の広大な面積を有しています。国道13号に近接し、また、県道泉田新庄線にもほど近く位置しており、その沿革は、本市が新庄町であった昭和9年に遡ります。

昭和期に入り、人造絹糸製造技術の発達や海外での機業の進歩によって、より安価で良質な絹糸の安定供給が求められるようになります。そのため、昭和9年に原蚕種管理法が制定され、製糸業・養蚕業が国の管理下に置かれると、国の蚕業試験場も拡張され、出先機関が増設されるようになりました。その候補地として、東北では秋田県から大館と湯沢が、山形県からは新庄が推薦されていましたが、新庄町（現新庄市）では約9ヘクタールの土地を国に寄付するなど、強力に出先機関の誘致を図ったところ、同年、蚕業試験場福島支場新庄出張所として開設されることが決定されました。

この出張所の開設は、地元から大きな歓迎を受けました。桑園の管理などのため、出張所敷地内で年間延3,000人程度の雇用が見込まれたためです。また蚕種の研究や桑の栽培等、一貫して蚕糸業の発展に寄与することになるこの施設は、長く「原蚕種」の名称で住民から親



ひらつかひできち  
**新庄市名誉市民第1号 平塚英吉氏**  
 (明治21年～昭和59年)

新庄市小田島生まれの農芸化学者。旧新庄藩士平塚栄次郎の三男で、新庄中学校から宇都宮中学校に転校、第二高等学校、東京帝国大学農科大学農芸化学科に進んだ。大学卒業後、大学副手として鈴木梅太郎の研究室で学び、翌年、新設された蚕業試験場に赴任、蚕糸の研究に従事した。

昭和25年以降、農業技術研究所長として敗戦後の荒野と化した国土の復興に、農業技術の研究・指導、また科学技術行政の面から大

きく貢献した。日本学士院会員(1951)。山形県農林水産技術会議会長(1963)。文化功労者(1971)。新庄市名誉市民第一号(1972)である。「平塚英吉履歴」による)

また、氏が会長や顧問を務めた、地域の若者の修学支援を行う組織である最上育英会では、特に優れた高校卒業生を対象にした奨励制度、「平塚英吉賞」の授与を現在も行っている。



しまれることとなります。この研究機関の誘致・開設に尽力されたのが、蚕糸学の権威（元蚕業試験場長・東京帝国大学教授）と称され、後に新庄市名誉市民第1号となった平塚英吉氏です。

その後、幾度かの改称・改組を重ねながら、半世紀以上にわたって日本の伝統産業である蚕糸業の一翼を担ってきましたが、平成12年3月に東北農業試験場畑地利用部畑作物栽培生理研究室を最後にその任を終え、閉所となりました。

### 3. 利用構想の策定とエコロジーガーデン「原蚕の杜」の開設

東北農業試験場新庄試験地跡地は、70有余年にわたり市勢の発展とともに歩んできた背景を有し、昭和初期からの建物群や桜・桑・樺などの多くの木立は、風合い豊かな雰囲気醸し出しています。このような希少かつ多様な環境にある本跡地は、市民に深い愛着がある場所であり貴重な財産です。そのため市は、平成12年5月に跡地の利用計画を策定するプロジェクトチームを発足させ、「市民懇話会」を開催し、広く市民の意見を取り入れながら、平成13年6月に「エコロジーガーデン基本構想」を策定して国に譲与申請を行い、平成14年2月に跡地の譲与を受けました。

基本構想では、長い歴史と美しい自然環境を、誇りをもって後世に継承していくことができる重要な歴史文化資源と位置付け、これらを市内外の人々との多面的な関わりの中で育んでいくことが、本跡地を活用していく上で最も大切なポイントとしています。また、「試験場の歴史や景観を生かし、体験・交流機能を併せ持つ公園」として整備していくとしています。

さらに、平成13年11月に策定した「エコロジーガーデン推進プラン」では、休憩・団らん、歴史伝承、農業・環境、グリーンツーリズムをはじめとする様々な可能性をこの施設にふさわしい機能として設定し、基本構想の実現を図っていくこととしました。その第一歩として、平成14年9月に南側エリア約6ヘクタールを一般開放し、新庄市エコロジーガーデン「原蚕の杜」を開設させました。

### 4. 開設後の動き

エコロジーガーデンの開園と同時に、産地直売所「ま

ゆの郷」、「新庄バイオマスセンター」、「新庄亀綾織体験工房」が相次いで設置され、市民団体等の活動場所として活用されるようになりました。

その後、平成19年3月に第1期利用計画、平成23年2月には第2期利用計画を策定して有機農業の推進などの取り組みを進めることになりました。またこの頃から青山学院大学との交流が始まり、提案や意見交換を通して施設活用に関する検討が深まっていきました。さらには、青山学院大学総合文化政策学部との連携協力包括協定締結につながったほか、学生たちが行った調査や研究は、文化財登録などの資料として、後々も役立つこととなりました。こうした取り組みも経て平成25年3月には第3期利用計画が策定され、農業振興のほか観光交流、景観保全を柱にキトキトマルシェの開催などによる交流拡大の観点が強けられました。

また、工学院大学の協力を得ながら国の登録有形文化財（建造物）とするための調査等の事業を平成22年度から実施し、平成25年3月29日に登録原簿に登載されました。これを受け、施設の保存に努めながらさらなる利活用に取り組んでいくことに主眼を置く第4期利用計画が平成30年に策定されました。文化財保護法にもとづく保存活用計画も踏まえた計画であり、これ以降、文化庁の支援を受けた大規模な耐震改修工事が始まりました。活用度合いが高かった3棟の旧蚕室の改修工事を第1期事業に位置づけ、平成30年度にやすらぎ交流施設（旧第5蚕室）、令和元年度に創造交流施設（旧第4蚕室）、令和2年度には、文化交流施設（旧第1蚕室）の工事が行われました。

### 5. さらに親しまれ、集う場所へ

第2期の改修事業は、第1期事業の成果をさらに高めるべく、外構等の補修や整備などに取り組むため、延期することになりました。そして、長年懸案事項となっていた駐車場不足解消や、さらなる魅力向上のため、必要な機能を整えようと道の駅としての登録に向け、現在事業が進んでいます。

道の駅となることにより、国の支援により有利に整備が進められるほか、情報発信の機会が増え、来場者が大きく増加することが期待されます。

人々にさらに親しまれ、より多くの人が集う場所になるよう、今後も取り組みが続いていきます。

## 保存活用計画概要

### 1. 保存活用計画とは？

文化財保護法第67条の2では、国の登録有形文化財の所有者が、当該文化財の保存・活用のために行う具体的な内容などをまとめた「保存活用計画」を策定し、文化庁長官の認定を受けることができることが定められています。

保存活用計画に関しては、現状や課題の把握に加え、保存・活用のために必要な事項の明確化などが期待でき、さらにはこれらに関する所有者と都道府県及び市町村、文化庁の間の合意形成ができることから、事実上策定することが推奨されています。

本施設は「旧農林省蚕糸試験場新庄支場」として、平成25年に3月に国登録有形文化財（建造物）となりましたが、それを受けて、学校法人工学院大学の協力のもと、保存活用計画を平成29年に策定しました。そしてその後は、文化庁等の支援を受けながら、計画に則った保存活用を進めてきました。新たな利用計画のもとにおいても、この保存活用計画に則り、施設の価値、すなわち施設の魅力を損なうことなく、後世に引き継ぐことにも十分配慮しながら、活用を進めていく必要があります。

本計画の最後に、施設の価値など、保存活用計画の概要について触れておきます。

### 2. 本施設の文化的な価値について

保存活用計画では、本施設の価値について、次のように記述されています。これらは、文化財の登録の際の評価ポイントにもなっているものであり、施設の価値に直結するこれらの要素の保存や啓蒙（情報発信）には、特に配慮していく必要があるといえます。

【以降は保存活用計画より抜粋・再編集】

#### (ア) 歴史的価値

- 昭和初期に全国に建設された蚕糸試験機関の中で唯一、敷地環境と建造物が合わせて保存されている。また、かつて日本全国に配置されていた蚕糸試験場建築の標準様式であり、蚕糸研究機関の特徴が顕著に表れている。
- 試験業務における技術、効率性の向上が痕跡として残されている。（間仕切蚕室から鉄骨大蚕室、移動式飼育棚レール使用の変化）
- 解体された棟は多いものの、現存する棟は形態



#### 登録有形文化財（建造物）「旧農林省蚕糸試験場新庄支場」について

全部で10棟の建造物が平成25年3月29日に登録されており、それぞれの名称や構造は次の通りです。

庁舎（ちょうしゃ）	木造平屋建、瓦葺、建築面積 259 m <sup>2</sup>
第一蚕室（だいいちさんしつ）	木造二階建一部地階付、鉄板葺、建築面積 331 m <sup>2</sup>
第二蚕室（だいにさんしつ）	木造二階建、鉄板葺、建築面積 306 m <sup>2</sup>
第四蚕室（だいよんさんしつ）	木造二階建一部地階付、鉄板葺、建築面積 306 m <sup>2</sup>
第五蚕室（だいごさんしつ）	木造二階建、鉄板葺、建築面積 290 m <sup>2</sup>
蚕種検査及び催青発蛾促進室 （さんしゅけんさおよびさいせいほつがそくしんしつ）	木造平屋建、瓦葺、建築面積 224 m <sup>2</sup>
蚕種冷蔵室及び蚕種保護室 （さんしゅれいぞうおよびさんしゅほごしつ）	鉄筋コンクリート造平屋建、瓦葺、建築面積 284 m <sup>2</sup>
宿直及び小使室（しゅくちよくおよびこづかいしつ）	木造平屋建、鉄板葺、建築面積 93 m <sup>2</sup>
渡廊下及び便所（わたりろうかおよびべんじょ）	木造一部鉄骨造平屋建、鉄板葺、建築面積 390 m <sup>2</sup>
表門及び塀（おもてもんおよびへい）	表門コンクリート造、間口 7.4m 塀 コンクリート造、総延長 30m

や設備が良好に維持されており、棟ごとの労働風景が思い描ける。

#### (イ) 文化・芸術的価値

- 西洋風の要素を取り入れた昭和初期流行の和洋折衷デザインが取り入れられている。
- 人目に触れる外観だけでなく、各部屋の換気口など細かい部分にも拘りのディテールが見られる。
- 蚕室 2 階部分に見られる筋かいは蚕室ごとに少々異なり、構造的意味だけでなく、意匠的にも価値が高い。

#### (ウ) 技術的価値

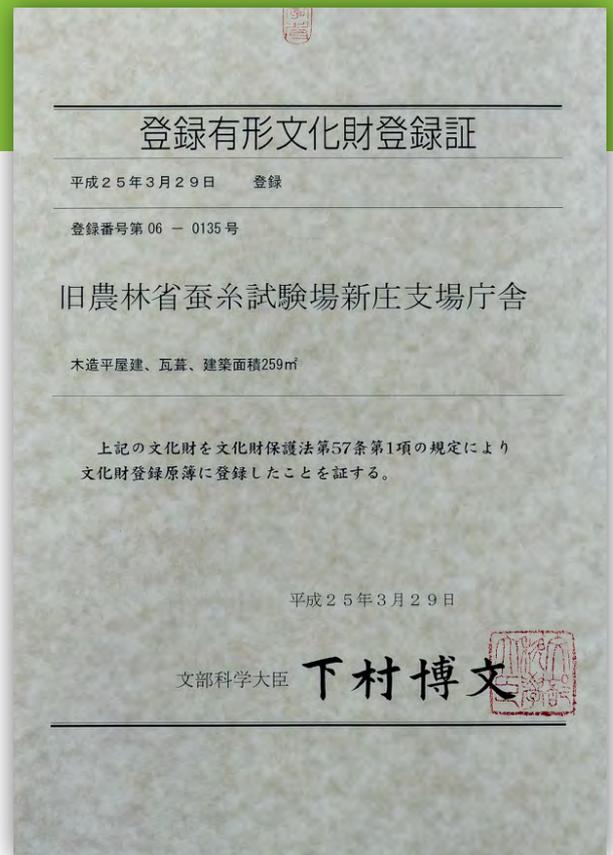
- 現在まで大きな腐朽なく良好に残されており、腕の良い棟梁が良質な材を用いて建設を行った証拠があらわれている。
- 木造トラス構造を用いて大規模空間を作り出している。
- 床下は全てコンクリート打ちとすることで、清掃・消毒の効率化と地面からの害虫対策が施されており、養蚕建築における技術と工夫がみられる。

#### (エ) 環境・景観的価値

- 緑豊かな周辺環境に溶け込むような景観で、敷地全体が植生環境を含め建設当初を維持している。
- 全棟の長手方向が南を向く、良好な日照条件である。
- 壁に囲われた長廊下など、豪雪地帯である新庄の気候に対応した建築構成である。

#### (オ) 社会的価値

- 試験場稼働当時は、我が国の養蚕をはじめとした農産業の発展に大きく貢献した施設であり、新庄市の雇用と農産業を大きく支えた存在でもある。
- 閉所後も積極的な保存活用運動が行われ、周辺住民にとって大切な拠点のひとつとなっている。



#### (カ) 価値のまとめ

まず、かつて我が国を大きく支えた蚕糸産業の主要研究機関としての姿を良好に確認できる我が国唯一の建造物群であることが挙げられる。蚕の育成から原種の保存、それらに付随する研究において求められる建築的機能が、建造物の配置や意匠に顕著に表れていることから、我が国の蚕糸研究機関の概要と変遷を理解する上で非常に重要な建造物群である。

加えて、現存する各棟は非常に良好な保存状態にあり、建設時の良質な材の使用と質の高い施工を物語っている。これは国を代表する産業機関として相応しい建造物となることを目指した当時の棟梁たちの技術力の象徴であり、蚕糸試験場の当時の社会的地位の高さの表れである。

また、建造物だけでなく、敷地を含めた環境・景観的価値も高い。蚕糸試験場建築の標準様式を踏襲してはいるものの、各棟を繋ぐ壁に囲われた長廊下、鉄板葺の蚕室屋根など、豪雪地である新庄支場ならではの雪に対する工夫が見られることから、地域独自の歴史的景観としても十分価値が認められる。

以上のことから、旧蚕糸試験場新庄支場は登録有形文化財登録基準（1996年文部省告示第152号）の「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当すると認められる。

【以上抜粋】

## 保存活用計画概要

### 3. 管理や修理などにおける留意事項

価値を維持しながら有効に活用していく観点から、留意すべき点が次のようにまとめられています。

【以降は保存活用計画より抜粋・再編集】

#### ■管理計画

##### (1) 管理体制

当面の間、新庄市による管理体制を継続するものとするが、耐震補強と改修事業の進捗状況に応じて指定管理者制度の活用等、民間活力を導入した維持管理について検討し、市民が利用しやすく親しめる施設として管理運営を行う。

##### (2) 管理方法

###### ①保存環境の管理

市は、当該文化財建造物とその周辺を常に清潔な環境として保持し、適切かつ良好な状態で管理する。また、関係法令とそれに基づく諸規定に従い、消防設備等施設管理に必要な保守点検、メンテナンスを定期的実施する。

###### ②建造物の維持管理

維持管理にあたっては、修繕が必要と考えられる状態が発生した場合は、記録をとり今後の保存修理の参考資料とする。

###### ③管理上の留意点

- 研修室や交流室等の貸館については利用規約等を別途定めることとする。
- 管理する施設が文化財建造物であることに十分留意し、建造物に損傷を与えるような行為は避けることとする。

#### ■修理計画

##### (1) 保存及び公開活用に必要な修理等の措置

- 公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事
- 公開活用に資する付属設備の整備

##### (2) 今後の保存修理計画

当時の姿を保存することを前提とし、当該文化財建造物の文化財としての価値を損なわない耐震対策工事を行うとともに、公開活用に資する付属設

備の整備を行う。具体的には、利用頻度が高い、旧第1蚕室、旧第4蚕室、旧第5蚕室については耐震対策工事と公開活用のための改修を重点的に実施し、その他、利用頻度の比較的低い旧第2蚕室と旧庁舎等の平屋4棟については、保存に重きをおいた耐震対策工事を行うものとする。

#### ■環境保全の基本方針

現存する樹木等については、樹木医による診断や専門家による指導に基づき適正な維持管理に努め、当該文化財建造物との織りなす景観を維持するものとする。そのため次の2点を基本方針とする。

- 樹木の伐採、植樹については専門家の指導のもと、景観に配慮した管理を行う。
- 敷地内は美観を損なわないように適正な管理を行う。

#### ■区域の区分と保全方針

文化財建造物保存の観点から、敷地内において「保存区域」、「保全区域」、「整備区域」に区分する。

##### (1) 保存区域

文化財建造物の雨落までの区域で、建造物の保護に不可欠な区域であるため原則として新たに建造物を設けず、建造物の保存修理のみ行う区域とする。ただし、復原にかかる構造物等及び管理、防災上所有者が必要と判断した建造物については、設置ができるものとする。

##### (2) 保全区域

文化財建造物の外観を保持するための区域で、当該文化財建造物の外観を保持するために、この域内では建造物等の新築・増改築等の変更は、原則として行わない区域とする。ただし、当該文化財建造物の管理若しくは防災上所有者が必要と判断した建造物については、設置ができるものとする。

##### (3) 整備区域

保存区域以外の当該文化財建造物の敷地内の区域で、当該文化財建造物の防災及び活用のため必要な区域で、見学者、利用者等の駐車場があり、当該文化財建造物の保存、管理、公開活用のために必要な整備を行っていくものとする。

## ■建造物の区分と保護の方針

### (1) 保存建造物

旧農林省蚕糸試験場新庄支場の登録有形文化財に登録されている建造物 10 棟は、文化財としての価値を損なわないよう適正に保護する。

### (2) 保全建造物

登録有形文化財に登録されている建造物 10 棟

と一体として保全を図る必要がある建造物で、当該文化財建造物の景観の保全や、利活用に役立つものとする。

### (3) その他の建造物

整備区域内の他の建造物で、外観の補修整備、建て替えに際しては、当該文化財建造物との形態、色彩が調和したものに整備していくこととする。

## 区域と建造物の区分図

※航空写真上におよそのイメージを表示したものです

- 保存建造物（この外周が保存区域）
- 保全建造物
- その他の建造物
- 保全区域



